

住民

窓口業務の一部の時間延長について

■問い合わせ 住民課 住民年金係 ☎ 476-1111 (124)・野方支所 ☎ 478-2111

引越しシーズンにおける窓口延長のお知らせ

例年、3月下旬から4月上旬にかけては、引越しなどによる住所変更などの手続きのため、住民課の窓口が大変混み合います。そのため大崎町では、住民の皆様の利便性を考慮し、住民課の窓口業務の一部の時間延長並びに休日窓口の開設を実施します。

1. 実施期間

3月26日(土)～4月4日(月)

2. 延長時間(役場本庁及び野方支所)

①平日(月～金)は、午後7時まで

②土・日は、午前8時30分～午後5時15分まで

※通常時は、役場本庁においてのみ、毎週月曜日は午後7時まで時間延長しています。

3. 取扱業務(住民課関係業務のみ)

- ◆住所変更の手続き(転入・転出・転居など)
- ◆住民票・印鑑証明書・戸籍関係証明書の発行事務
- ◆税証明の発行事務

※場合によっては、後日、改めて関係窓口にお越しいただくことがあります。

※住民票の請求・住民異動届の際は、本人確認を行いますので、本人確認書類(運転免許証など)をお持ちください。また、代理人からの証明書請求や住民異動届の申請の際は、委任状が必要です。詳しくは住民課または野方支所にお尋ねください。

年金

住民年金係からのお知らせ

■問い合わせ 鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121

住民課 住民年金係 ☎ 476-1111 (123)

国民年金保険料の納付は口座振替がお得です！

★★平成23年度の国民年金保険料の納付額は、月額15,020円です★★

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分の保険料を当月末に引き落とされることにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・一年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書、または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または鹿屋年金事務所へお申し出ください。

20歳になられた学生の方へ

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっており、学生であっても20歳以上であれば加入して保険料を納めることとなります。

しかし、学生の方は、所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付を猶予する『学生納付特例制度』があります。

対象となられる方は、大学などに在学する20歳以上の方で、本人の前年所得が118万円以下の方となります。

学生納付特例の申請は、在学証明書または学生証のコピーが必要です。ご持参くだされば、住民年金係にて受け付けます。